

## ヘルスイノベーション研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科規則(以下「規則」という。)第13条第2項の規定に基づき、履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 博士課程の学生は、規則別表1で定める修士課程の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により修士課程の授業科目の履修を希望する学生は、担当教員及び指導教員の承諾を得て、指定する期日までに学長に申し出なければならない。
- 3 前1項の規定により修得した単位は、修了の要件となる単位に算入しない。

(履修登録)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目について、学期ごとに別に定める期日までに履修登録をしなければならない。

- 2 次に掲げる授業科目は履修することができない。
  - (1) 既に単位を修得した授業科目
  - (2) 授業時間が重複する授業科目

(欠席届)

第4条 病気その他やむを得ない理由により授業を受けることができなかった者は、欠席届(様式第1号)を当該科目の担当教員に提出することができる。

- 2 前項の規定により提出された欠席届による成績の評価への取扱いは、当該科目の担当教員の判断によるものとする。

(交通機関の不通等に伴う休講)

第5条 次の各号いずれかに該当する時、授業は原則として休講とする。

- (1) 事故、地震、積雪、ストライキ等により下記3線のいずれもが不通の時。  
JR東海道本線(東京～横浜間)、JR京浜東北線(東京～横浜間)、京浜急行線(泉岳寺～横浜間)
- (2) 事故、地震、積雪、ストライキ等により下記2線のいずれもが不通の時。  
京浜急行大師線(京急川崎～小島新田間)、臨港バス(川崎駅前～キングスカイフロント入口間)
- (3) 県内に、暴風、大雪、暴風雪、特別警報(以下「警報」という。)が発令された時

2 前項により休講となった場合でも、当該交通機関が復旧した場合、または、警報が解除された場合は次のとおり授業を行う。

復旧(警報解除)時間	授業実施時限
7:00 現在で復旧(警報が解除)された場合	1時限から実施
8:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	2時限から実施
11:00 現在で復旧(警報が解除)された場合	3時限から実施
12:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	4時限から実施
14:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	5時限から実施
16:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	6時限から実施
18:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	7時限から実施

3 第1項に定める場合のほか、学長は災害その他緊急と認める場合は、授業を休講とすることができる。

(成績評価、単位の授与)

第6条 成績の評価は、試験成績、平常の学習参加の態度、出席状況等を総合的に判断して判定する。

2 成績の評価基準は、次のとおりとし、S、A、B及びCに所定の単位を与え、D及び／には単位を与えない。

評価	評点	グレードポイント G P	単位の授与
S	90点～100点	4	授与する
A	80点～89点	3	
B	70点～79点	2	
C	60点～69点	1	
D	59点以下	0	授与しない
／	評価不能	算定しない	評価不能

3 評点を付さない授業科目は、授与、不授与をもって表わし、G Pには算定しない。

4 評価不能については別に定める。

5 再試験において単位を授与する場合の評価・評点はC(60点)とする。

6 単位を授与されなかった科目は、再履修することができる。

(試験)

第7条 試験は、学期末に期間を定めて行う。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験を行うことができる。

3 試験は、筆記、口述、レポート提出、実技、実習等の方法により行う。

(追試験)

第8条 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者は、願い出により当該科目について追試験を受けることができる。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、追試験願(様式第2号)に病気の場合にあつ

ては医師の診断書、その他の場合にあつては理由を証する書面を添付し、原則として当該科目の試験の日から1週間以内に学長に提出しなければならない。

(再試験)

第9条 試験及び追試験において単位を授与されなかった者に対しては、担当教員の判断に基づき当該科目について再試験を行うことができる。

(試験を受けることができない者)

第10条 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(1) 履修登録をしていない者

(2) 試験科目の出席時間数が講義及び演習においては授業時間数の3分の2に満たない者、実験及び実習においては授業時間数の5分の4に満たない者

(3) 試験時間に30分を超えて遅参した者

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けることができる。

(不正行為)

第11条 試験において不正行為をした者は、その期に実施する試験のうち、その時間以降の試験の受験資格を失う。

(異議申立て)

第12条 学生が自らの成績評価に関して、次の各号いずれかに該当すると判断した場合は、成績評価に関する異議を申し立てることができる。ただし、第10条第1項各号に定める試験を受けることができない者及び試験を受験していない者は除く。

(1) 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの

(2) シラバスに記載されている到達目標、単位認定方法及び基準等から、成績評価について疑義があると思われるもの

2 異議申立てを行う学生は、成績評価異議申立書(様式第4号)を事務局に提出するものとする。

3 異議申立てができる期間は、当該科目の成績評価の開示後2週間以内とする。ただし、期間中に学外実習を受講している等やむを得ない理由がある場合には、その理由が解消された日から2週間以内に、異議申立てができるものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月5日から施行する。

(様式第1号)

欠 席 届

平成 年 月 日

様

ヘルスイノベーション研究科修士課程

学籍番号

氏名

次のとおり授業を欠席しましたので、報告します。

授 業 科 目 名 \_\_\_\_\_

欠 席 の 日 時 \_\_\_\_\_

欠 席 の 理 由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 医師の診断書その他欠席した理由を証する書類を添付すること  
この欠席届の成績の評価への取扱いは、担当教員の判断となる

(様式第2号)

追 試 験 願

平成 年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長 様

ヘルスイノベーション研究科修士課程

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

次のとおり試験を受験することができなかったので、追試験を実施して下さるようお願いします。

授 業 科 目 名 \_\_\_\_\_

受験できなかった理由

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

※ 医師の診断書その他試験を受けられなかった理由を証する書類を添付すること